

第3別館2階会議室

[illegible]

第 3 回教育委員会議案第 13 号

県費負担教職員の人事の内申について

令和 7 年 3 月 10 日提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

教育委員会委員の辞職について

次の教育委員会委員から辞職の申し出があったので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 10 条の規定により同意を求める。

令和 7 年 3 月 10 日提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

記

松山市持田町 1 丁目 3－42

長 井 俊 朗

昭和 36 年 3 月 28 日 生

「理 由」

長井 俊朗 委員が令和 7 年 3 月 25 日で辞職しようとするもの。

「参 照」

〔根拠法令〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）

（辞職）

第十条 委員は、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て、辞職することができる。